

災害時における相互協力に関する基本協定

小千谷市（以下「甲」という。）と NTT 東日本株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び防災基本計画に基づき、
 甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第 2 条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（災害時の情報連携）

第 3 条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等）のリスト（更新の都度随時提供）
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報
- (3) 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報
- (4) 甲乙それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況

（災害時の相互協力）

第 4 条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- (3) 指定避難所等への通信手段の確保

- (4) 住民への通信中断情報等の周知のための、甲及び乙が有する広報手段の利用
- (5) 甲乙協議の上、甲又は乙の職員の相手方への派遣。

(平時における連携)

第5条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧等を迅速かつ円滑に行うため、平時から次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力を行う。

- (1) 計画的な樹木伐採等の取組
- (2) 災害時にも通信を継続するための取組
- (3) 重要設備の防災対策に対する取組
- (4) その他必要な防災対策に関する取組

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
- (2) 甲又は乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲乙が協議の上、解決にあたるものとする。

(協議)

第 10 条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 30 日

甲 新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号
小千谷市

小千谷市長 宮崎 悦男



乙 新潟県新潟市中央区東堀通七番町 1017 番地 1
NTT 東日本株式会社 埼玉事業部

新潟支店長 石井 宏明

